



深川プルーン食べ放題・ アグリ工房まあぶで加工体験・温泉入浴！



加工体験イメージ



スムージー完成品イメージ

★深川の果樹園にてプルーンの食べ放題を楽しむ

アグリ工房まあぶにて
プルーンジャムとスムージー作り体験！

- 出発日／2025年9月26日（金）
- 旅行代金／9,980円（大人お一人様・子ども同額）
（※インターネットからの予約で500円引き）
- 最少催行人員／17名 ■食事／昼食1回
- 添乗員／同行 ■バスガイド／なし
- 利用バス会社／北海道中央バスグループ又は
ドリーム観光バス又はばんけいバス

おすすめポイント！

- ★深川市内の果樹園でプルーン食べ放題！アグリ工房まあぶに移動して、プルーンのジャムとスムージー作りを体験します！体験の後は温泉入浴付き！
（タオル・シャンプー・ボディソープは備えております。）
- ★ラ・カンパニニューホテル深川にて昼食をご堪能します！
- ★深川市郷土資料館にて学芸員の解説付きで見学します！
- ★道の駅ライスランドふかがわでお買物します！
- ★アップルランド山の駅おとえにて見学します！
（ふかがわシードルの試飲付き）



ふかがわシードルの試飲付き

アップルランド山の駅おとえ



まあぶにて温泉入浴 **タオル付**



イメージです

ラ・カンパニニューホテル深川にて昼食

集合／中央バス札幌ターミナル1階待合室（出発の15分前集合）

食事

（7:45集合）中央バス札幌ターミナル＜8:00出発＞	＜高速道路経由＞	
砂川ハイウェイオアシス（買物）＜約20分＞	深川市内果樹園（プルーン狩り）＜約45分＞	
深川市郷土資料館（見学）＜約40分＞	ラ・カンパニニューホテル深川（昼食）＜約50分＞	
アグリ工房まあぶ（プルーンジャムとスムージー作り体験・温泉入浴）＜約140分＞		
アップルランド山の駅おとえ（見学）＜約40分＞	道の駅ライスランドふかがわ（買物）＜約30分＞	
	＜高速道路経由＞	中央バス札幌ターミナル＜17:50頃＞

朝×
昼○
夕×

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。



<ご参加される皆様へお知らせ>

- 当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりません。集合時間・集合場所のお間違えないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツアーは出発させていただきます。)
- バス座席割りは、当社で決めさせていただきます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます。
- バス車内は終日禁煙とさせていただきます。
- 緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- このパンフレットが最終行程表となります。

集合場所のご案内



中央バス札幌ターミナル (札幌市中央区大通東1丁目3番地)

J R札幌駅南口より徒歩約10分
地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分
地下鉄大通駅31番出口徒歩約3分
さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんので
お間違えないようにお越し下さい。

旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

- 旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの席は差し引かせて頂きます。
- (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
- (3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4)申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
10万円未満 20,000円
15万円未満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%

- 団体グループ契約について
(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとします。
- (2)契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。
- (4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

- 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発の前日からかかるのぼって13日目に当たる日より前(お申込みが期間の場合は当社が指定する期日までに)お支払い下さい。また、お客様が当社旅行のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日はお客様の申し出がない限り、お客様の承諾日と致します。

- 旅行代金の適用
(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこども料金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数で確認下さい。

- 旅行内容の変更
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。
- 旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施による費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。

- 取消料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
1)21日目に当たる日以前の解除(日帰り旅行にあてはは11日目)	無料
2)20日目(日帰り旅行にあてはは10日目)にある日以降の解除(3-6を除く)	旅行代金の20%
3)7日目に当たる日以降の解除(4-6を除く)	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5)旅行当日の解除	旅行代金の50%
6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- ※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料になります。
- ※当社の責任とならない客種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料金をお支払い頂きます。
- ※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

- (2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
- ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
- ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
- ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
- ⑤当社の帰すべき事由により契約書面に就いた旅行実施が不可能となったとき
- 当社により旅行契約の解除及び履行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。
- (2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- ②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
- ④お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知を致します。

- ⑤スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき
- ⑥天災事変、暴動、運送・宿泊機関の運賃・料金等のサービス提供の中止、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき
- 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り)エコノミークラス、宿泊費、食費、及び消費税等の諸税、これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくとも原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含みません。)

- 添乗員等
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とさせていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

- 当社の責任及び免責事項
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

- (2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。

- 特別補償
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。
 - ・死亡保証金1,500万円
 - ・入院見舞金2~20万円
 - ・通院見舞金1~5万円
 - ・旅行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)
- 国内旅行保険への加入について
ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、お申込みの店の販売員にお問合せ下さい。

- 事故等の申し出について
旅行中に事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込み店にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなりましたら速にご通知下さい)
- 個人情報の取扱について
当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社及び販売店では
 - ①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内
 - ②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い
 - ③アンケートのお願い
 - ④特典サービスの提供
 - ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。

- 旅行条件・旅行代金の基準
旅行条件は 2025 年 7 月 1 日 を基準としています
また旅行代金については 2025 年 7 月 1 日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

北海道中央バス(株)
シービーツアーズカンパニー

予約センター 011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階

営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:15 土日祝定休

総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済

が出来ます。

下記のQRコード

からお進み下さい。



友だち追加



NOTTE.



<https://kankou.chuo-bus.co.jp/>

一般社団法人
日本旅行業協会



旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。